

ひと目でわかる!! まちづくり基本条例



まちづくり基本条例の全文は、市のホームページでご覧いただけます！

ここから読んでね！

参画協働推進委員会(18条)

まちづくり基本条例の見直しや、参画と協働に関するについて調査や審議を行い、市長に意見を述べるすることができます。

市民委員も参画しています！

条例の位置づけ(19条)

この条例はまちづくりの基本原則です。

目的(1条)と基本理念(2条)

「参画」と「協働」のまちづくりに関する基本的なことを定め、市民の主体的なまちづくりをすすめることを目指します。
そのための基本的な考え方として、市民と市との対等なパートナーシップ、市民と市との情報共有、「熟議」によるまちづくりなどがあります。

ところで熟議って…？

異なる考えを理解し合いながら対話を行い、合意に向け努力すること。

市民の権利(3条)

◆市民は等しくまちづくりに関わる権利をもっています。

市民の責務(4条)

◆積極的なまちづくりへの参画
◆市との協働
◆市民相互の情報交換と連携
◆まちづくりの主体として活動
◆熟議によるまちづくりの推進

市民投票の実施(16条)

市の存立にかかわるような大きな問題が起こったときなど、市民に広く意見を求める必要がある場合に、市民投票を実施することができます。投票に関する必要な手続きなどについては、そのつど、別の条例で定めます。



新 国・他の地方公共団体等との連携(17条)

共通する課題や広域的な課題の解決のため、国や他の公共団体などと対等に連携・協力するよう努めます。

学習の機会その他の支援(15条)

市民がまちづくりに必要なことを学ぶことができるよう努めます。また、市民のまちづくり活動を支援するよう努めます。



まちづくり出前講座の様子



出前講座パンフレット

お申込みはコチラから！



協働(協力してまちづくりをすすめること)

公募型協働事業提案制度とは

市民活動団体などが、市と協働して取り組む公益的な事業を提案し、企画から実施までを市と共に行う制度です。



市民まちづくりプラザとは

市民活動団体の設立・運営支援や、市と連携して、市と市民による協働事業のコーディネートを行います。



かけはしバンクとは

中央公民館、市民まちづくりプラザ、ボランティア・市民活動センターが連携し、それぞれの施設の市民活動・ボランティア団体の情報を共有し、各団体の連携や広報を支援するしくみです。



かけはしバンクについて詳しくは市のホームページで！

参画(すすんでまちづくりに参加すること)

対話の場(11条)

まちづくりの課題について、市民相互・市民と市とで対話する場を設置することができます。対話の場では、市民も市も、異なる考え方を理解し合うよう努めます。また、市は必要な技術的支援を行うことができます。

審議会等の委員(14条)

伊丹市では、市の施策について専門的なことを検討するため、さまざまな審議会等を設けています。審議会等の委員に、公募で選任した市民を加えるよう努めます。また、市民が参画できるよう配慮します。

市民意見表明制度(パブリックコメント)(12条)

基本的な政策などを策定するときは、事前に案を公表し、市民の意見を求めます。提出された意見に対する市の考え方を公表します。

① 市で、計画や条例の案を作成

② 案に対する市民の意見を募集

③ 意見に対する市の考え方を公表

新

コミュニティ(10条)

市民は、まちづくりの土台であるコミュニティを守り育て、自主的にコミュニティ活動に取り組むよう努めます。



行政評価(13条)

市の施策や事務事業の評価を行います。評価の結果を市民にわかりやすく公表し、市民が意見を言える機会をつくるよう努めます。さらに、評価の結果を施策や事務事業の見直しに活かします。

行政評価報告書

【平成28年度事前評価編】



伊丹市

新

は今回の見直しで新たに加えた条項です。